



社援総発 0630 第 1 号
平成 23 年 6 月 30 日

災害救助法適用都県災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



災害救助法の住宅の応急修理について

今般、災害救助法に基づく住宅の応急修理について、区分所有のマンションの共用部分の扱いに関する考え方を改めて整理しましたので、お知らせします。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

記

1. 災害救助法の「住宅の応急修理」は、同法に基づき「現に救助を要する者」に対して行われるものです。このため、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理することができない場合又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した場合において、破損箇所に加えることによって、何とか日常生活を営むことができるような事案に対して適用されます。具体的には、一世帯当たり 52 万円の範囲内で、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分を補修し、居住する場所を応急的に確保するためのものです。
2. 上記「1.」の基本的な考え方にに基づき、区分所有のマンションの共用部分に対する応急修理については、以下のように取り扱うこととします。
 - (1) ある被災世帯の「専用部分及び共用部分（当該世帯の持分）」の全体に関して、半壊又は半焼の被害が生じている場合であること。

(2) 共用部分（例えば、廊下、階段、エレベーターを利用しなければ専用部分にアクセスできないような部分）の応急修理が当該世帯にとって、日常生活に必要欠くことのできないものであること。

(3) 上記（1）及び（2）のいずれにも当てはまる場合、当該一世帯当たり 52 万円の範囲内で国庫負担の対象となります。

3. また、共用部分の応急修理を行う際には、以下の点を明らかにし、限度額の範囲内でご対応ください。

(1) 共用部分と専用部分の補修契約が同一の場合

① 共用部分の箇所

② その応急修理が当該世帯にとって必要欠くことのできない必要最小限度のものである理由

(2) 共用部分と専用部分の補修契約が異なる場合、（1）に加えて、

① 共用部分の補修費用を負担することとなる世帯

② その負担金額

③ 共用部分に係る応急修理の全体額

4. 共用部分への応急修理が必要な居室の数は、機械的に当該マンションの居室の数全体とはならず、半壊又は半焼の被害を受けた個々の居室のうち、当該共用部分の応急修理を行わなければ、当該居室にそのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができることとなる居室に限られます。

5. なお、この取扱いについては、東日本大震災による被害を受けた物件についての適用を想定しております。